

社会福祉法人きぼう会 役員及び理事 報酬規程

(目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人きぼう会の役員及び理事の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条

本規定で定める役員とは、監事を示す。

理事は、理事長を含む全理事一律とする。

(理事会の出席報酬等)

第3条

役員及び理事が理事会に出席した際は、〈別表1〉に記載の報酬及び費用弁償として以下の金額を支払う。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び費用弁償はこれを支払わないものとする。

〈別表1〉

	報酬 (日額)	交通費及び実費用弁償
理事会出席報酬等	11,021 円 (内、源泉徴収額 1,021 円)	交通費は一律報酬に含むとする。 交通費以外は実費清算とする。

(役員及び理事の勤務報酬等)

第4条

- 役員が理事会以外の日程において、法人及び施設の運営に係る業務に携わった場合は、〈別表2〉に記載の報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、理事が職員としての業務と兼務がない場合においてのみ支払うものとする。
- 監事が理事会以外の日程において、法人及び施設の指導監査立会または運営状況の指導などの監査に関する業務に携わった場合は、〈別表2〉に記載の報酬及び実費用弁償をしはらうことができる。

〈別表2〉

	報酬 (日額)	交通費及び実費用弁償
理事長業務報酬等 (日額)	8,000 円	交通費を含め業務に係る経費は実費清算とする。※1
理事業務報酬等 (日額)	8,000 円	交通費を含め業務に係る経費は実費清算とする。※1
監事監査指導報酬等 (日額)	10,000 円	交通費は一律報酬に含むとする。 交通費以外は実費清算とする。
食事代補助	社会通念上妥当と理事会が判断する金額の範囲内で、領収書に同席者の氏名を列記し実費を支払う。	

※1 宿泊を伴う業務に携わる場合は宿泊に係る代金を下記の通り定める。
又は、本人の申し出により、別途に定める職員旅費規定に準ずることができる。

(出張旅費)

第5条

役員及び理事が法人業務のため出張する場合は、日額8,000円の報酬(日当)の他、出張に係る旅費等を実費支給または手当として補給することができる。委託業務の場合はこの限りではない。

※1 業務に遂行に必要な経費を原則として実費支給する。

※2 旅費は実情を考慮し概算額を増減することができる。

※3 旅費等は原則として帰任の際に支払うこととするが、必要と判断する場合事前に概算額を支払い、帰任の際に清算することができる。

宿 泊 代	バウチャーまたは実費精算とする。 但し、自己弁済の場合は、宿泊手当として1泊10,000円を限度に補給する) ※2 シーズン等の情勢についてはその都度考慮する。
食 卓 料	社会通念上妥当と理事会が判断する金額の範囲内で、領収証と引換に実費を支払う。(この場合同席者の氏名を列記する。) または、本人の申出により職員旅費規定に準ずる。

講師料・見学科・案内等の謝礼または、慶弔金等が生ずる行事に携わる場合、払出の基準を、下記の通り定める。

講 師 代 謝 礼	領収証の添付できる金額(交通費・土産等)については、実費清算する。 先方の住所、氏名、講習(慶弔)の要領を報告し、立替払い金として清算する。 いずれの場合も、社会通念上妥当と理事会が判断する金額の範囲内とする。
--------------	---

(兼務役員)

第6条

施設の職員を兼務する理事は、施設職員としての業務を除く法人の職務に限り、以上の規定を適用することができる。

又は、本人の申し出により、別途に定める職員旅費規定に準ずることができる。

但し、いずれの場合も、施設職員としての兼務がないこととする。

以 上

附 則

この規程は、平成28年12月1日より適用する。